

清末中国の国際法受容と清仏戦争

Trends of Studies about Interpretations of International Law by Chinese Officials and Intellectuals during Sino-French War (1884)

望月 直人

Naoto MOCHIZUKI

大阪経済法科大学 国際学部 准教授

目次

I. 清仏戦争の経緯

II. 清仏戦争における清朝の国際法運用

キーワード：清仏戦争・国際法・宗藩関係・無差別戦争観

I. 清仏戦争の経緯

19世紀半ば以降、フランスは漸次ベトナム侵略を進めた。1862年には第1次サイゴン条約でフランスはベトナムから領土割譲を受けてコーチシナ植民地を置いた。さらに1874年の第2次サイゴン条約で、フランスはベトナムの「保護 (protection)」を明記し、ベトナム全土を保護国化する足掛かりをつける。そして、1880年よりベトナム北部への軍事介入を本格化させてゆく。

清朝は、フランス議会でベトナム北部への派兵案が可決されると、すみやかに反応を示した。清朝駐仏公使曾紀沢が繰り返しフランス政府に抗議したほか、1869年よりベトナム派遣されていた正規軍を増強し、さらに現地の華人私兵集団黒旗軍と提携する。

1882年4月、リヴィエール (Henri Rivière) 大佐率いるフランス海軍がハノイを占領すると、清朝は自らの軍事占領地域を勢力圏として確保しようとしてつとめた。同年末、北洋大臣・直隸総督李鴻章は、清朝の対ベトナム「保護」を盛り込んだと解釈しようとする平和協定の草案をフランス駐清公使ブーレ (Frederic Albert Bourée) との間でまとめた。これは清朝が「藩邦」に対する「保護」を条約で規定しようとした初めての試みであったが、フランスで政権交代が起こり、フェリ (Jules Ferry) の新政権に草案を退けられてしまう。

さらに、1883年5月に黒旗軍がフランス海軍部隊を攻撃し、リヴィエールを戦死させたことから、フランスでは強硬論が強まり、8月にはフランス艦隊が阮朝の首都フエを陥落させ、第1次フエ条約を締結する。これに対して清朝の側で輿論が沸騰、清朝正規軍は

1883年12月にソントイ（山西）で、翌年3月にバクニン（北寧）でフランス陸軍と武力衝突した。

この二度の戦闘で敗北した清朝は和平を模索、1884年5月11日に天津で李鴻章とフランス海軍将校フルニエ（François Ernest Fournier）の間で協定が締結された（李・フルニエ協定）。しかし、撤兵条項に関する解釈の相違から両軍が再び武力衝突、フランスは最後通牒を発した後、福州で清朝の福建水師を攻撃してこれを壊滅させ、清仏戦争が開始された。ただしフランスは、最後通牒は発したものの、当時は義務化されていなかった宣戦布告を行わなかった。フランスが戦争状態にあることを正式に認めるのは、1885年1月になってのことである。

戦局はフランス優位で進んだものの、清朝軍も善戦した。1885年3月には清朝軍が一度奪われた鎮南関・ランソン（諒山）を奪回、これをきっかけにフェリ内閣が総辞職に追い込まれるという波乱もあった。4月初頭に停戦が成立し、6月には天津条約が結ばれ、清朝軍はベトナムより撤兵し、劉永福も帰国した。清仏天津条約により、清朝と阮朝の朝貢関係は事実上断絶した。

II. 清仏戦争における清朝の国際法運用

もともと清仏戦争については、「冊封」や「朝貢」にとって取り結ばれた清朝と周辺国の「宗藩関係」と、国際法に基づく近代国際秩序の衝突という観点から論じられることが多かった。その後、革命史観の定着とともに、清仏戦争は帝国主義による侵略戦争とそれへの中国人民の抵抗という観点から論じられるようになり、国際法については全くと言ってよいほど取り上げられなくなる。しかしながら、冷戦後の革命史観の退潮にもなつて、あらためて清仏戦争を国際法の観点から取り上げる研究が増加している。しかし、かつての「宗藩関係」と国際法の衝突という観点ではなく、むしろ清朝による国際法の受容や運用の観点からの研究が主流となってきている。

2001年に発表された趙宝愛の論文では、清仏戦争において清朝は国際法をよく把握して交渉を行ったとされる¹。最終的に「強権即公理」の国際社会では、清朝の国際法運用はほとんど効果がなかったとされ、従来の革命史観との整合性をつけているが、清朝が国際法を運用した点に着目したという点では、先駆的な研究と言える。

清仏戦争の戦前および戦中の国際法運用を高く評価したのが、田涛である²。氏は2006年の著作で19世紀の清朝中国における国際法の受容と実践を検討したが、少なからぬ紙面を清仏戦争における国際法の運用にあてている。氏は、多くの清朝官員が「公法」と「公論」をフランスのベトナム侵略を抑制する有効な武器であると見做したとし、清朝の国際法に対する信認が空前の程度に達したとする。そのうえで田涛は、清朝の国際法に依拠した戦前・戦中の様々な実践をとりあげ、清朝が「公法外交模式（モデル）」を打ち立てようと試みたと総括している。

しかしながら「公法外交模式（モデル）」については、林学忠が2009年の著書で異論を唱えている。林学忠も清仏戦争の戦前および戦中の交渉では、1870年代に比べて国際法の知識が深さを増し、相応の国際法の運用が可能となっていたとする。ただ、林学忠は清朝による国際法の運用がこの時期において急に強まったわけではなく、1860年代から徐々に強まってきた傾向と見る。また、清朝はこの時期にいたってもなお国際法に対する疑念を有していたとも指摘している³。

清仏戦争の戦前および戦中における国際法の運用を清朝が「避害就益」のもと選択的に行ったものと論じたのが、2016年の張衛明の著作である。氏によれば、1870年代に入るまでは、国際法は対外交渉でこまごま用いられるだけであったが、1870年代中期以降、辺境の危機が起こる中で、清朝は国際法を大量に用いて「夷を以て夷を制する」方策を取ったとする。そして清仏戦争前においては、清朝官員は頻繁に国際法を引用し、フランスの侵略行為を国際法の原則に反すると譴責し、公法に依拠してフランスと交渉することを主張したとする。そのうえで氏は、清朝と周辺国の「宗藩体系」を守る手段として国際法が用いられたとし、「宗藩関係」と国際法が衝突する部分においては前者を優先したと論じている⁴。

清朝が中華王朝国家から近代国家へと変貌していく過程を、国際法の影響に焦点をあてて論じたのが2017年の岡本隆司の著書である。氏は、清朝は1870年代に日本との間で起こった台湾問題や琉球問題では、必ずしも国際法上の条約とは言えない日清修功条規の条文を根拠として交渉に臨んだが、十分な成果を得られなかったことから、清朝は「属国」ベトナムの軍事的「保護」の確保が必要であると考えようになったと論じる。そして、1880年から本格化した清朝とフランスのベトナムをめぐる紛争—「越南問題」において、「属国」の意味するところが変化した。このような「属国」と「保護」の確保の追求は、フランスとの交渉の争点となり、清仏を武力対決へ導いていったことを明らかにした。ベトナムをめぐる「属国」の「保護」の重要性を実感した清朝は、この経験に基づいて朝鮮において「保護」の確保を進めていくこととなった。やはりそれは清朝を日本との戦争へと導いていくこととなる⁵。

また、「越南問題」における清朝の国際法運用に対するアメリカ外交官の影響を論じたのが2018年の望月直人の論文である。望月は、清朝が国際世論と国際仲裁を結びつけたアメリカ外交官の新しい国際法運用を受け容れたものの、これが清仏間の対立をより尖鋭化させたことを指摘している⁶。

望月の論文から、新しい論点も生まれる。第一次世界大戦までの国際法においては、無差別戦争観と汎称される理論が主流を占めた。①紛争の両当事国がそれぞれの正当事由を主張する場合、両当事国の同意なく、間に立って裁定する者はいない、②「戦争における法（Jus in bello）」では交戦当事国双方は正当とされ、同等に交戦国の権利を持つ、などの特徴を持つ。国際世論と国際仲裁を結びつけた理論は、19世紀末以降にアメリカを中心に広がった戦争違法化運動の考え方と親和性が高く、よって無差別戦争観とは対立するものである。清朝の国際法の受容は、無差別戦争を取り入れることなく行われた可能性がある

る。清仏戦争における国際法運用の研究は、近代中国における国際法受容の性質を考えるうえで重要な意味を持っているのかもしれない。

注

- ¹ 趙宝愛「試論中法戦争中的国際法問題」『烟台師範学院学報（哲学社会科学版）』2001年第3期。
- ² 田涛『国際法輸入与晚清中国』济南出版社、2006年。
- ³ 林学忠『從万国公法到公法外交—晚清国際法伝入、詮釈与応用』上海古籍出版社、2009年。
- ⁴ 張衛明『晚清对外交渉中的国際法運用』人民出版社、2016年。
- ⁵ 岡本隆司『中国の誕生—東アジアの近代外交と国家形成』名古屋大学出版会、2017年。
- ⁶ 望月直人「国際仲裁と国際世論—1883年、「越南問題」におけるアメリカ外交官の関与とその影響について」『史林』101巻2号、2018年。